

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和元年 12 月 27 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 占部
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和 2 年度税制改正大綱 Part I 個人所得税(その他)①

1. 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し【所得税・地方税】

(1) 寡婦(夫)控除・未婚のひとり親の所得控除まとめ

改正前 寡婦(寡夫)控除					改正案	改正案
死別・離婚要件	係累保有要件	所得要件	控除額	控除額※3	未婚のひとり親※4	
寡婦 (生死不明)	扶養親族	合計所得金額 500万円以下	27万円 (26万円)	27万円 (26万円)	-	
		合計所得金額 500万円超	-	×	-	
	生計一子 (※1 総所得等48万円以下)	合計所得金額 500万円以下 (特別寡婦)	35万円 (30万円)※2	35万円 (30万円)	35万円 (30万円)	
		合計所得金額 500万円超	27万円 (26万円)	×	-	
死別 (生死不明)	なし	合計所得金額 500万円以下	27万円 (26万円)	27万円 (26万円)	-	
寡夫 (生死不明)	生計一子 (※1 総所得等48万円以下)	合計所得金額 500万円以下	27万円 (26万円)	35万円 (30万円)	35万円 (30万円)	

※1 総所得金額等48万円以下は令和2年以降(現行38万円以下)

※2 改正前の寡婦控除の特例35万円は、生計を一にする扶養親族である子

※3 控除額は上段が所得税 下段()内が住民税

※4 未婚のひとり親は、寡婦(寡夫)は除く未婚のため死別・離婚要件は関係なし

改正案関係

(2) 寡婦及び寡夫の要件追加

次のいずれかの要件を満たすこと

- ① その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいないこと。
- ② その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていないこと。

(3) 未婚のひとり親の所得控除

① 35万円の所得控除

② 適用要件

- (イ) その者と生計を一にする子(総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。)を有すること。
- (ロ) 合計所得金額が500万円以下であること。
- (ハ) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- ① その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者に係る住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされた者がいない。
- ② その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄として未届の妻又は未届の夫その他これらと同一の内容である旨の記載がされていない。

③ 給与等及び公的年金等の源泉徴収の際に適用可

(4) 適用関係

令和2年分以後の所得税から、令和3年度分以後の個人住民税から適用

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和元年12月27日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 占部
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アクティ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

令和2年度税制改正大綱 Part I 個人所得税(その他)②

2. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除の適用の見直し【所得税・地方税】

(1) 非居住者である親族に係る扶養控除の対象となる親族から年齢30歳以上70歳未満の者で、次のいずれにも該当しないものを除外。

①留学生、②障害者、③その居住者からその年の生活費等の支払を38万円以上受けている者

(2) 適用関係

令和5年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに令和5年分以後の所得税、個人住民税について適用。

3. 雑所得を生ずべき業務に係る所得の金額の計算や確定申告の見直し【所得税・地方税】

その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が以下の場合

(1) 300万円以下：その年分の当該業務に係る雑所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入すべき金額を当該業務につき「現金主義による所得計算の特例」の適用ができる。

(2) 300万円超：現金預金取引等関係書類を起算日から5年間、その者の住所地又は居所地に保存しなければならない。

(3) 1,000万円超：確定申告書を提出する場合には、当該業務に係るその年中の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を当該確定申告書に添付しなければならない。

(4) 適用期間：令和4年分以後の所得税、個人住民税について適用。

4. 寄附金控除についての確定申告書の添付書類【所得税・地方税】

(1) 現行の特定寄附金を受領した者の特定寄附金の額等を証する書類の添付等に代えて、特定寄附仲介事業者の特定寄附金の額等を証する書類に記載すべき事項が記録された一定の電磁的記録の送信をもって、当該書類の添付等に代えることができることとなる。

(2) 適用期間：令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用。

5. 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設【所得税・地方税】

(1) 個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額^{※1}があるときは、その国外不動産所得の損失の金額のうち国外中古建物の償却費に相当する部分の金額は生じなかったものとみなす。

※1 国外不動産所得の損失の金額：不動産所得の金額の計算上生じた国外中古建物の貸付けによる損失の金額（その国外中古建物以外の国外にある不動産等から生ずる不動産所得の金額がある場合には、当該損失の金額を当該国外にある不動産等から生ずる不動産所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額）をいう。

(2) 上記(1)の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合における譲渡所得の金額の計算上、その取得費から控除することとされる償却費の額の累計額からは、上記(1)によりなかったものとみなされた償却費に相当する部分の金額を控除する。